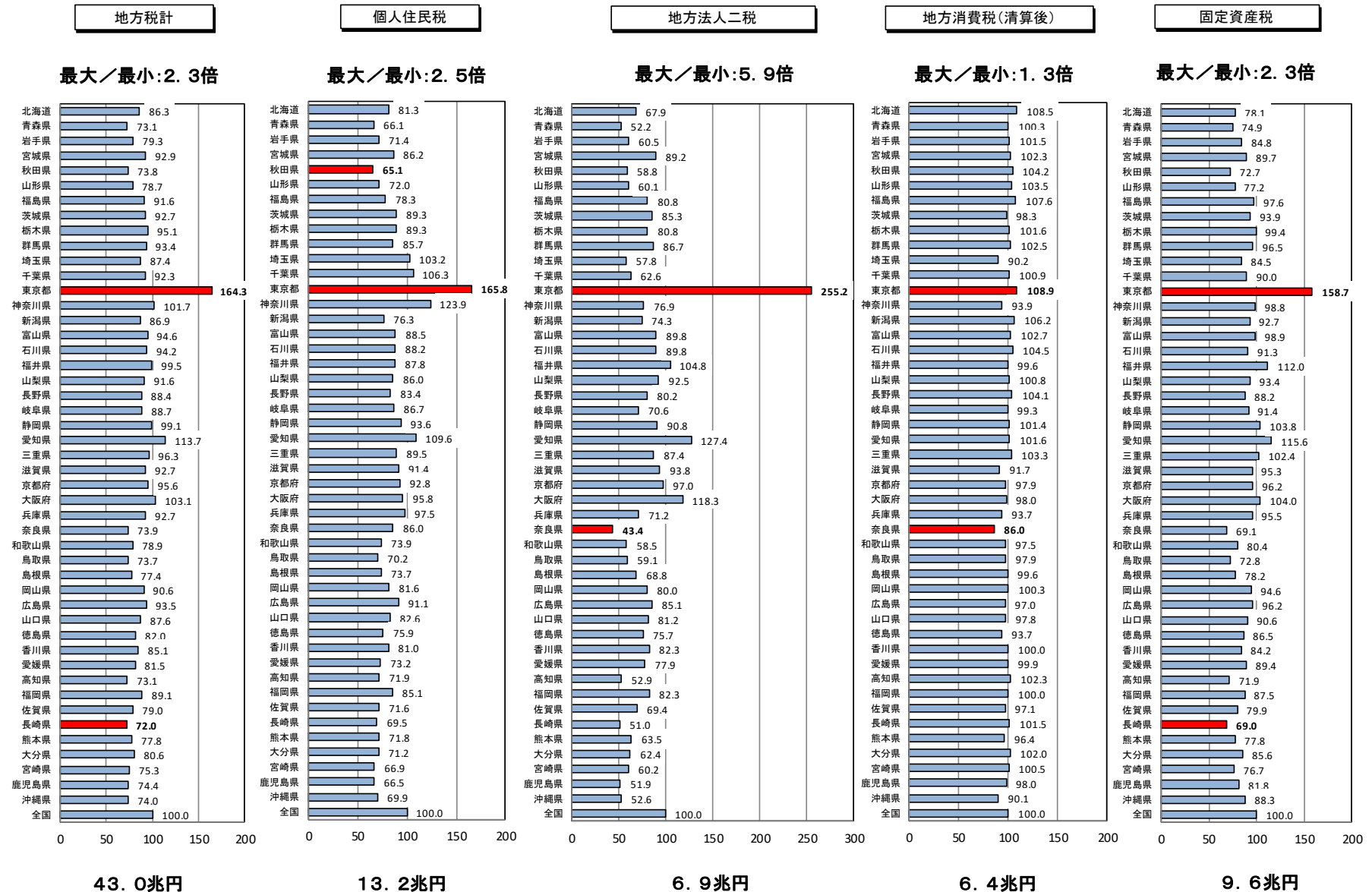


人口一人当たりの税収額の指数（令和4年度決算額）



(注1) 上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
 (注2) 地方税計、地方法人二税は特別法人事業譲与税を含まない額である。